## 工事終了後に必要な書類です

物件設置完工届には次の書類を添付してください。

- 1. 平面図
- 2. 構造断面図 (面整備管布設の場合は縦断図含む)
- 3. 下水道施設平面図

許可書に添付してある市の下水道台帳に赤字で施工内容を図示したもの。

4. 工事写真

許可書に添付してある許可条件の施工内容が確認できるよう 撮影してください。

- 5. その他市長が必要と認める書類には次の物が含まれます。
  - ・ 引渡書(物件の種類・数量・金額を記入してください。)
  - ・ 道路(河川その他占用許可を取ったもの)占用譲渡許可申請書この書類は2部必要です。県道・市道等で様式が異なります。
  - ・ 道路 (河川その他) 占用許可書の原本
  - ・ 特殊な条件が発生した場合、これら以外のものをご用意してい ただく場合があります。

- ○区域外流入許可申請を行っている場合
  - 1. 区域外流入申請を行っている場合は、区域外流入分担金の納付 が必要となりますので、次の書類を提出してください。
    - 受益者申告書
  - 2. 区域外流入申請提出時点から、次の書類に変更があった場合は 再度提出してください。
    - ·登記事項証明書 (原本)
    - ・公図(原本)又は求積図 ※開発行為を伴う場合は、確定測量後のものとしてください。
  - 3. 減免事項に該当する場合は、次の書類を提出してください。
    - 減免申請書
    - ・(道路等の面積による場合) 減免箇所の求積図等
  - ※ 区域外流入分担金に関する手続き等は下水道管理課へお問い 合わせください。

下水道施設課